



長野県報

11月20日(木)
平成15年
(2003年)
第1510号

目次

告示

生活保護法に基づき指定を受けた指定医療機関の業務の廃止(厚生課).....	1
生活保護法に基づく医療扶助のための医療を担当する機関の指定(厚生課).....	2
地域森林計画の案の縦覧(2件)(林政課).....	3
保安林予定森林(2件)(森林保全課).....	3
公共測量の実施(監理課).....	5
都市計画事業の事業計画の変更認可(下水道課).....	5
昭和49年長野県告示第140号(地方自治法施行令による指定代理金融機関及び収納代理金融機関指定)の一部改正(会計課).....	5
長野県収入証紙売りさばき人の住所変更(会計課).....	6

公告

特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証申請(2件)(生活文化課NPO活動推進室).....	7
特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(生活文化課NPO活動推進室).....	7
国土調査法に基づく地籍調査の成果の認証(農村整備課).....	7
一般競争入札(危機管理・消防防災課).....	8
特定調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(保健予防課).....	8

正誤

正誤(会計課).....	9
正誤(交通政策課).....	9



長野県告示第527号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定を受けた指定医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成15年11月20日

長野県知事 田中康夫

診療所又は薬局

名 称	所 在 地	廃止年月日
ソーマ佐久町薬局	南佐久郡佐久町宿岩91-6	平成15年9月30日
信濃内科循環器科医院	南安曇郡穂高町大字穂高8337-1	平成15年9月30日
フォルサム豊科薬局	南安曇郡豊科町大字南穂高492-1	平成15年8月31日
いろかわ医院	埴科郡坂城町大字坂城10057	平成15年9月30日
ながさき医院	上水内郡三水村大字倉井掘割2747番地2	平成15年9月30日
あおやぎ眼科	上田市大字住吉577-2	平成15年9月30日

ソーマ野沢北薬局	佐久市野沢下木戸250	平成15年9月30日
安川整形外科クリニック	千曲市屋代858-4	平成15年9月30日

厚生課

長野県告示第528号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次のとおり指定しました。

平成15年11月20日

長野県知事 田中康夫

診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ソーマ佐久町薬局	南佐久郡佐久町宿岩91-6	平成15年10月1日
虹の村診療所	南安曇郡穂高町有明7607-3	平成15年10月1日
信濃内科循環器科医院	南安曇郡穂高町大字穂高8337-1	平成15年10月1日
フォルサム豊科薬局	南安曇郡豊科町南穂高492-1	平成15年10月1日
丸山歯科クリニック	北安曇郡松川村7018	平成15年10月1日
医療法人いろかわ医院	埴科郡坂城町大字坂城10057	平成15年10月1日
ながさき医院	上水内郡三水村大字倉井掘割2747番地2	平成15年11月1日
原こどもクリニック	松本市筑摩3丁目7-3	平成15年10月1日
林歯科医院	松本市双葉9-28	平成15年10月1日
あおやぎ眼科	上田市大字住吉577-2	平成15年10月1日
ハートクリニック上田	上田市踏入2丁目1225-6番地	平成15年10月10日
横田医院	飯田市大瀬木993番地1	平成15年11月1日
すぎか歯科クリニック	須坂市大字須坂字新町608-1	平成15年11月1日
リジョイス伊那薬局	伊那市大字手良野口2037番地4	平成15年11月1日
長谷川クリニック	中野市大字吉田字大塚770番地1	平成15年10月27日
佐久平整形外科クリニック	佐久市岩村田1311-7	平成15年11月1日
小松耳鼻咽喉科クリニック	佐久市岩村田1311-9	平成15年11月1日
ソーマ野沢北薬局	佐久市野沢下木戸250	平成15年10月1日
小林内科クリニック	佐久市佐久平駅北19-1	平成15年10月1日
安川整形外科クリニック	千曲市屋代858-4	平成15年10月1日

厚生課

長野県告示第529号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により地域森林計画をたてたいので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供します。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができます。

平成15年11月20日

長野県知事 田中康夫

- 1 森林計画区の名称
千曲川上流森林計画区
- 2 縦覧の場所
長野県林務部林政課、長野県庁行政情報センター、
長野県佐久地方事務所及び長野県上小地方事務所
- 3 縦覧の期間
平成15年11月20日から平成15年12月19日まで

林政課

長野県告示第530号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供します。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができます。

平成15年11月20日

長野県知事 田中康夫

- 1 森林計画区の名称
伊那谷、木曾谷、中部山岳及び千曲川下流の各森林計画区
- 2 縦覧の場所
長野県林務部林政課、長野県庁行政情報センター、
関係地方事務所
- 3 縦覧の期間
平成15年11月20日から平成15年12月19日まで

林政課

長野県告示第531号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成15年11月20日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所
伊那市大字手良野口字沢山2202の2、字タラガ沢2104、字孫二郎窪2136、字ワランベ2139、字矢竹2178、2179、字棚久保2180、字荒倉2214、字喜八窪2215、字喜八久保2216、2217、

2218の1、大字手良中坪字内山695、大字西箕輪3822の1、3822の2、3823の1から3823の10まで、6467の25から6467の29まで、6467の32、6467の34、6467の35、6467の37、6467の46、6467の54、6467の60、6467の115、6467の124、6467の128、6467の142、6467の153、6467の167、6467の168、6467の181、6467の197、6467の208、6467の212、6467の247、6468、小県郡東部町大字新張字熊沢757の1、上伊那郡高遠町大字東高遠1706の1、1706の2、1707から1709まで、1715の1、1715の2、1716、1717、1718のイ、1718の1、1718の3、1718の4、1719から1721まで、1722の1、1722の2、1723の1から1723の3まで、1724、1725、1727の1、1727の2、1728のハ、1728の1、1728の3、1728の4、1729のイ、1729のロ、1730、1730の1、1731、1732、1733の1、1733の2、1734、1735、1735のロ、1735のハ、1735のニ、1736、1737のイ、1737の1、1737の2、1738の1、1738の2、1739、1740、1741の1、1741の2、1742の1、1742の2、1743、1746の2、1747、1749の2、1750、1751の1、1751の4、1752の1、1752の2、1753から1762まで、1763の1、1763の2、1764から1769まで、1770の1、1770の2、1771、1772の1から1772の3まで、1773から1795まで、1796の1から1796の4まで、1797の1、1797の2、1798から1802まで、1999の56、1999の712から1999の741まで、1999の864から1999の916まで、大字長藤2146から2149まで、2150の1から2150の3まで、2151から2154まで、2156から2161まで、2164、2168、2174、2177、2179の27から2179の37まで、2179の133から2179の145まで、中川村四徳1の1、1の3、1の4、1の7、1の8、1の11、1の17、1の18、2の2、2の14、2の15、3の5、4、4の3、12の2、12の5、18の1、18の2、19の1、19の6から19の12まで、20の2、20の8、20の12、20の15、32の1、33、39の1、41、48、53の2、58の3、62、90、105の1、105の2、108、109、111の3、144、147から149まで、154、157の1、198、201、202、228の1、228の2、236、248の2、269の3、275、279の101、279の107、279の113、279の115、279の116、279の118、279の121、279の122、279の125、279の126、279の128、279の132、279の139から279の141まで、279の143、279の146、279の147、279の150、279の157、279の159、279の162、279の172、279の174、279の177、279の179から279の181まで、279の183、279の188、279の194、279の199、279の205、279の213、279の235、279の253から279の255まで、279の257、279の259から279の261まで、279の263、279の267、279の269から279の272まで、309の1、309の2、805の2、823の1、826の1、826の5、833、843の1、846の1、860の1、861、914、928の2、942の3、942の4、942の7、942の9、942の10、944、946、947の1、956、981の1、982の2、988の1、992の1から992の3まで、996、997の3、998の1、998の4、998の5、999の1、999の2、999の4から999の6まで、1001の4、1004の1、1005の1、1006、1009の1、1011、1027、1037、1065、1069、1071、1079、1091の1、1093、1096の1、1103、1105、1117、1122、1126、1131、1133、1136から1138まで、1143、1146、1151、1159、1162の1、1162の2、1165、1166、1167の1、1169から1171まで、1173の1から1173の6まで、1173の8、1173の9、1176、

1177の1、1177の3、1178の2、1181、1183、1184の2、1184の4、1185の1、1185の2、1189の1、1189の2、1191、1194、1195の1、1198の1、1199の2から1199の7まで、1202、1203、1211、1222、1224、1232の1、1239の1、1240、1241の2、1241の4、1244の1、1248の1、1254の1、1264の2、1266の1、1281の32、1281の34から1281の37まで、1281の40、1281の46、1281の48、1281の60、1281の63、1281の69、1281の70、1281の78、1281の79、1281の82、1281の83、1281の85から1281の88まで、1282の9、1282の31、1282の41から1282の46まで、1282の48、1282の50、1282の52、1282の55、1282の57、1282の59、1282の62、1282の70から1282の73まで、1282の89、1282の91、1282の92、1282の101、1282の102、1282の104、1282の109から1282の112まで、1282の118から1282の120まで、1282の126から1282の129まで、1282の131、1282の132、1282の134、1282の135、木曾郡開田村大字西野5339の1、5339の2、5340の3、王滝村916の7、4221の6、4221の113

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡高遠町大字勝間1の4、23の10、宮田村4746の1(次の図に示す部分に限る。)、4746の742、4746の743、4746の754、4746の755、木曾郡大桑村大字長野2830の1、2830の2、2836、2837、2838の1、2839の1、2839の2

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

宮田村4746の1、4746の742、4746の743、4746の754、4746の755

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林保全課並びに伊那市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林保全課

長野県告示第532号

次の森林を保安林予定森林としましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示します。

平成15年11月20日

長野県知事 田中康夫

1(1) 保安林予定森林の所在場所

長野市若穂川田字所ノ脇178から182まで、183の2、184の1、185の1から185の4まで、186、187の1から187の3まで、188の1、188の2、189の1、190の1、191の2、字葛巻119、120、121の1、123、124、125の1、126の1、126の2、127の1、127の2、128から134まで、174の1、若穂綿内字春山立9864、9865、9868から9874まで、9875の1、南佐久郡白田町大字田口字つらなし1701のイの1、1701の1から1701の3まで、大字入沢字長畑2375の1、南相木村字栗尾坂5181の1、5181の3、5181の4、八千穂村大字八郡2049の503、2049の504、2049の510、2049の630、2049の721、2049の864、2049の1990、2049の1994、北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字唐堀1339の201、東筑摩郡本城村大字乱橋字東山135の2、135の12、135の14、135の16から135の24まで、135の26から135の30まで、135の32から135の35まで、135の37から135の40まで、135の42、135の45から135の48まで、135の50、135の51、135の53から135の55まで、135の57、135の59、135の64、135の67、135の68、135の73、135の74、135の76、135の77、135の79、135の84から135の87まで、字千代佛136の1、上水内郡鬼無里村大字日影字田之頭9151の1、9156、9265の1、9298の1、9299の1、9300の1、9310、9320のイ、9321の1、9321の2、9331の1、9339、9344の1、9352、9375、9376、9385の1、9393、9399の3

(2) 指定の目的

干害の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字八郡2049の503、2049の504、2049の510、2049の630、2049の721、2049の864、2049の1990、2049の1994、字唐堀1339の201、字千代佛136の1

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡天龍村平岡18のイ

(2) 指定の目的

落石の危険の防止

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐

期齢以上のものとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林保全課並びに長野市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

森林保全課

長野県告示第533号

長野県松本建設事務所長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成15年11月20日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 作業種類 公共測量（数値図化レベル1000）
- 2 作業期間 平成15年11月20日から平成16年2月20日まで
- 3 作業地域 南安曇郡安曇村明ヶ平地域

監理課

長野県告示第534号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成15年11月20日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 施行者の名称
伊那市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
伊那都市計画下水道事業 伊那市公共下水道
- 3 事業施行期間
平成2年2月3日から
平成22年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
平成2年長野県告示第91号、平成6年長野県告示第556号および平成10年長野県告示第140号の事業地に、長野県伊那市大字福島字南田を加える。
 - (2) 使用の部分
平成2年長野県告示第91号、平成6年長野県告示第556号および平成10年長野県告示第140号の事業地において、大字伊那字内原、字中園、字石塚、字西浦、字屋敷添、字道下、字中島、字山ノ神、字清水、字垣外、字一ツ長、字古戸、字前田川原、字餅田、字青木、字小沢林、字上ノ原、字坂下、字久保田、字門田、字鳥居原、字越清水、字福沢、字赤坂、字彦十草場、字銭瓶、字大畑、字老ノ久保、字供養場、字南原、字鍋井、字伊勢並下及び字丸林、並びに大字伊那部字内原、字山岸、字南原、

字滝場、字向田、字大原、字芝垣外、字草場、字境の洞、字向大洞、字前原及び字入ノ口地内において事業地を変更し、大字伊那字宮林、字大石塚、字小四朗久保、字小渚、字道上、字立板、字柿ノ木田、字前ノ田、字宮ノ南、字家ノ上、字板下、字柿木田、字小畑、字寄瀬、字小畑河原、字大洞、字屋舗、字上川原、字喜見坊、字家ノ裏、字羽広田、字作り日向通、字アラ田、字家浦、字横畦、字中垣外、字ヲロシ、字八人塚、字歳ノ神、字前川原、字山ノ田、字田川原、字御社宮司、字神田、字甚七作り、字下小沢、字家ノ下、字長ヲサ、字前田右エ門作り、字宮下、字石橋田、字小垣外、字弥六田、字下林、字下ソリ、字上ソリ、字新三作り、字京源作、字四ツ表、字マタタビ田、字前田川原田、字日影、字原林、字魚付久保、字紺屋林、字竹ノ越、字社宮時、字中田、字壺反田、字荒神、字小黒原、字平畑、字富士山、字西町、字山ノ神下、字ウグイス洞、字燕洞及び字久保畑、並びに大字伊那部字後田、字西畑、字オノ神、字新田、字俣下、字南畑、字前林、字川除、字道下、字前山、字境洞、字若宮洞、字横道、字山ノ神、字儘下、字荒神、字宮木、字日向原、字六道原、字納豆箱、字境ノ洞及び字砂、並びに大字手良字中原、字下原及び字松太郎窪、並びに大字美篤字太田久保、字六道原、字上林、字中原、字上羽場、字青島、下川手、字下林、字岩原田、字砂田、字中川原、字西川原、字東川原、字神田、字上川手、字西村、字裏川原、字中島川原、字東村、字一本木川原、字青島並及び字下泉、並びに大字福島字下河原、字南田、字東田、字大久保、字上沼、字大東及び字原を加える。

下水道課

長野県告示第535号

昭和49年長野県告示第140号（地方自治法施行令による指定代理金融機関及び収納代理金融機関指定）の一部を次のように改正します。

平成15年11月20日

長野県知事 田 中 康 夫

別表第2中

「	”	岩 村 田 支 所	”	を
「	”	内 山 支 所	”	」
「	”	岩 村 田 支 所	”	」に、
「	”	野 沢 支 所	”	
”	”	大 沢 支 所	”	を
”	”	桜 井 支 所	”	
”	”	前 山 支 所	”	」
「	”	野 沢 支 所	”	」に、
「	”	田 口 支 所	”	を
”	”	青 沼 支 所	”	」
「	”	田 口 支 所	”	」に、
「	”	佐 久 町 中 央 支 所	南 佐 久 郡 佐 久 町	
”	”	大 日 向 支 所	”	を
”	”	上 支 所	”	」
「	”	佐 久 町 中 央 支 所	南 佐 久 郡 佐 久 町	」に、

「 ” 南大井支所 ” を
 ” 川辺出張所 ” に、
 「 ” 南大井支所 ” に、
 「 ” 浅科支所 北佐久郡浅科村
 ” 八幡支所 ”
 ” 中津支所 ” を
 ” 立科センター出張所 北佐久郡立科町
 ” 茂田井支所 ” に
 「 ” 浅科支所 北佐久郡浅科村」に、
 「 ” 立科支所 ” を
 「 ” 立科支所 北佐久郡立科町」に、
 「 ” 西部支所 ” を
 ” 東部支所 ” に、
 「 ” 西部支所 ” に、
 「 ” 本所 上田市 ” を
 ” 上田駅前支所 ” に、
 「 ” 本所 上田市」に、
 「 ” 室賀支所 ” を
 ” 古里支所 ” に、
 ” 古舟支所 ” に、
 「 ” 室賀支所 ” に、
 「 ” 浦里支所 ” を
 ” 秋和支所 ” に、
 「 ” 浦里支所 ” に、
 「 ” 富士山支所 ” を
 ” 下之郷支所 ” に、
 「 ” 富士山支所 ” に、
 「 ” 丸子支所 ” を
 ” 鹿教湯出張所 ” を
 ” よだくぼ南部支所 小県郡武石村」
 「 ” 丸子支所 ” に、
 「 ” 武石支所 ” を
 「 ” 武石支所 小県郡武石村」に、
 「 ” 芳川北部出張所 ” を
 ” 寿内田出張所 ” に、
 「 ” 芳川北部出張所 ” に、
 「 ” 明科支所 東筑摩郡明科町 ” を
 ” 七貴支所 ” に、
 「 ” 明科支所 東筑摩郡明科町」に、
 「 ” 四賀支所 東筑摩郡四賀村 ” を
 ” 錦部出張所 ” に、
 ” 中川出張所 ” に、
 「 ” 四賀支所 東筑摩郡四賀村」に、
 「 ” 麻績支所 東筑摩郡麻績村 ” を
 ” 日向支所 ” に、
 「 ” 麻績支所 東筑摩郡麻績村」に、
 「 ” 本所 大町市 ” を
 ” 社支所 ” に、

「 ” 本所 大町市」に、
 「 ” おたり支所 北安曇郡小谷村 ” を
 ” 中土支所 ” に、
 ” 北小谷支所 ” に、
 「 ” おたり支所 北安曇郡小谷村」に改
 める。

会計課

長野県上伊那地方事務所告示第1号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、平成15年10月30日、次のとおり売りさばき人の住所変更の届出がありました。

平成15年11月20日

長野県上伊那地方事務所長 鈴木良知

名称 長野県獣医師会上伊那支部

新住所 伊那市大字伊那3373-2

旧住所 伊那市大字伊那字西町5764 伊那家畜保健衛生所内

会計課